

一厚生労働省、日本年金機構一

年金給付の過払いにおける年金返納に関する事務について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)

実際に返還請求を行った過払い年金額と返還請求等が可能であった
過払い年金額との差額(試算額)(支出) 4 3 4 5 万円

1 過払い年金に係る返還請求事務の概要

(1) 厚生労働省及び日本年金機構における過払いに係る再裁定等の事務の概要

厚生労働省は、厚生年金保険法等に基づき、被保険者等に対して老齢厚生年金等各種の年金給付を行っている。各種の年金は、年金の給付を受ける権利を有する者からの請求に基づいて、厚生労働大臣の裁定により支給されることとなっている。^(注1)

日本年金機構は、同省の監督の下で、同省から委任又は委託を受けて、これらの年金給付に係る事務を行っている。そして、年金給付に係る事務において事務処理誤りによる裁定等が判明し、これに伴う過払い(以下「過払い」)が生じていた場合には、事務処理誤りによる裁定等に基づき支払われた年金額と厚生年金保険法等に基づき正しく計算された年金額との差額(以下「過払い年金」)は、法律上の原因がなく支払われたものとなるため、民法に基づく不当利得として返還を求めることとなる。この場合、機構は、受給権者への再裁定又は裁定の取消しなど(以下「再裁定等」)^(注2)に係る勧奨及び再裁定等の手続に必要な事務を行って、過払い年金に係る返還金の額の確定等の事務を行っている。

また、上記の返還金について、同省の歳入徴収官は、機構本部から債権の発生の通知を受けて、歳入の調査決定を行うなどしている。なお、受給権者等への納入告知書の送付等の事務は機構が行っている。

(注1) 裁定 年金の給付を受ける権利があることを確認すること

(注2) 再裁定 過去に行った裁定を変更すること

(2) 機構における過払い判明後の事務処理の流れ

過払いが判明した場合の事務処理は、機構が定めた「誤裁定に係る再裁定及び返納勧奨に関する事務処理要領」に基づき行うこととなっている。

そして、機構は、過払いの判明から納入告知等までの事務処理(以下「返還請求に係る事務処理」)の各手続に必要な期間(再裁定等の手続までを行うこととしている期間を「再裁定等期間」、返還請求に係る事務処理を完了することとしている期間を「完了期間」)を事務処理要領で定めるなどしている。

(3) 機構における過払い判明後の事務処理の進捗管理

日本年金機構組織細則によれば、本部は、年金事務所等における情報共有、諸規程、指示等の遵守の徹底を図ることとされている。

そして、事務処理要領によれば、過払いが判明した場合には、年金事務所等において、返還請求に係る事務処理の進捗管理を行うとともに、関係部署と必要な情報を共有することとされている。また、年金事務所等は、「事件・事故・事務処理誤り対応要領」に基づく本部に対する報告についても併せて行うこととなっている。報告を受けた本部は、事務処理が完了した事案について機構のホームページ上で公表している。

(4) 過払い年金の返還に係る消滅時効

会計法によれば、金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、これを行使することができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅することとされていることから、国は、5年間の消滅時効期間を経過した過払い年金について、返還請求を行えないこととなる。

2 本院の検査結果

機構が対応要領に基づいてホームページ上で公表した平成28年度から令和元年度までの過払いの事案のうち、影響金額^(注3)200万円以上の178件について、返還請求に係る事務処理に要した期間を確認したところ、このうち93件は完了期間内に事務処理が完了しておらず、中には完了期間を5年超過しても事務処理が完了していなかったものも見受けられた。

このことから、上記93件の返還請求に係る事務処理の経過について確認したところ、このうちの7割以上となる70件は、年金事務所等において手続が事務処理要領に基づいて行われていないなどのため、再裁定等期間を超過して再裁定等が行われるなどしており、その半数が6か月以上の超過となっていて、返還請求に係る事務処理全体の遅延の大きな要因となっていた。

そして、このような事務処理の遅延により完了期間内に事務処理が完了していなかった前記の93件のうち68件については、過払い年金の全部又は一部について5年間の消滅時効期間が経過して返還請求が行えない状況となっており、この68件について、完了期間内に事務処理が完了していれば返還請求等が可能であった過払い年金額を本院が試算したところ、計1億7885万円となり、実際に返還請求を行った計1億3540万円との差額は4345万円(平成18年度から27年度までの支給分)となっていた。

そこで、年金事務所等及び本部における返還請求に係る事務処理の進捗管理の方法等について確認したところ、年金事務所等が情報共有を行う関係部署の範囲、共有方法、本部の役割及び情報を活用した進捗管理の具体的な方法等については事務処理要領に明確に定められていなかった。また、対応要領に基づき年金事務所等が本部に対して行う報告には返還請求に係る事務処理の進捗状況に係る情報も記載されているが、対応要領には本部における年金事務所等からの報告等の進捗管理に関する活用等については具体的に定められていなかった。このため、本部は、返還請求に係る事務処理について、年金事務所等からの情報提供や報告等を活用した進捗管理を行っておらず、過払い年金の全部又は一部について5年間の消滅時効期間が経過して返還請求が行えない状況となっていることを把握していなかった。

また、同省は、機構から債権の発生の通知を受けて歳入の調査決定を行うなどしているのに、前記の事態について、機構に対して、過払い年金の返還請求に係る事務処理の実施に関し必要な指導監督を行っていなかった。

このように、過払い年金の返還請求に係る事務処理について、年金事務所等において再裁定等の進達等の手続が事務処理要領に基づいて行われていないなどしていたり、本部において進捗管理が行われていなかったりしているため、返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われずに、返還請求等が可能であった過払い年金の全部又は一部について5年間の消滅時効期間が経過して、返還請求が行えなくなっている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(注3) 影響金額 受給権者等に対して金銭的な影響があったとして機構が公表した過払いに係る返還金額等の金額

3 本院が求める是正改善の処置

同省及び機構において、今後、過払い年金の返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 本部において、年金事務所等に対して返還請求に係る事務処理を事務処理要領に基づいて実施するよう周知徹底すること

イ 本部において、返還請求に係る事務処理について進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すなどして、年金事務所等の返還請求に係る事務処理の進捗管理を適切に行うとともに適時に必要な指示を行うための仕組みを整備すること

ウ 同省において、ア及びイの処置を適切に行うよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと